

保育所整備において営利企業参入を撤回するよう求める請願

【請願趣旨】

市内の認可保育園は平成24年4月1日現在分園を含み60園で、その全てが、非営利・公益法人の社会福祉法人及びNPO法人です。特に社会福祉法人は、社会福祉法第22条の規定により、「公平性」「非営利性」を基本に規定され、たとえ余剰金が発生した場合でも、それを子ども達に還元することとなっています。

また、乳幼児の育ちに対して公益性を保つこととは、児童憲章が目指す“児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。”ということを守り、町田地域全体で守っていこうという意志にあります。このことは、行政当局とも共有できている意志であると考えておりました。

ところが、2012年9月に、株式会社を設置法人とする保育所整備の発表がありました。このことは営利企業の参入による、大きな保育行政の転換になります。しかし、行政側は「企業が参入をしても何も変わらない」との認識を示し、方針転換の事実を認めておりません。

「保育の市場化」へ舵を切ることとは以下の点の問題をはらんでいます。

- ①社会福祉事業としての保育ではなく、営利事業としての保育への変換がなされる。
つまり、「公的保育の実施義務」から、「買い取る保育サービス商品」への変換という大きな方向性の転換が、議論なく崩壊的に実施される。また、保育所が託児の機能に制限され、子どもの発達を保障する場としての機能が評価されない危険性がある。
- ②競争的サービスとして位置付けられると、「子どもの育ち」とその担い手への視点が欠けていく。また、株式会社と社会福祉法人とは設置目標や会計基準、東京都からの指導の程度が大きく異なり、経済的優位に立つための資金調達や資金運用が許されている。(公益法人は、当然のことながら運営費の削減による内部留保には一定の縛りがかかっている)
- ③全国グループ会社の参入に際しては、地域への用度調達、発注等の副次的な市内産業の発展に寄与せず、雇用や納税においても寄与しない。また、新規出店の費用捻出なども自由になされる。
- ④社会福祉法人が通常受ける指導検査が、株式会社については実施されず(施設検査のみ)人事・方針・管理・留保金の使途などの点で公正な競争原理が働かない。
- ⑤企業は収益が上がらない場合には自由に撤退が可能で、過去に突然の閉鎖の事例もある。社会福祉法人は解散が認められていない。

以上のように、保育の市場化は、保育所本来に期待される任務や課題に合致せず、決して軽々しく実施するべきものではありません。本来、乳幼児期における子どもの成長には、子ども一人一人の個性を尊重した、保育と地域に密着した地域子育てが望まれますが、営利目的の企業ではこのような処遇(保育)を望むことはできないと考えます。

【請願項目】

- 1、保育所整備において今回の営利企業参入決定を撤回してください。
- 2、営利企業の認可保育所参入は、明確なルールが策定され、町田市法人立保育園協会との協議がなされるまで実施しないでください。